

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年11月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	原子炉保護系の動作につながる主蒸気配管の流量指示計16個のうち1個に動作不良を示すランプが点灯していることを確認し、当該指示計が一時的に動作不能になった可能性があることから「運転上の制限」からの逸脱、また、すべての流量指示計の指示値はその後も安定していたことから、当該指示計の動作不良を示すランプの解除を行うとともに復帰を宣言および原因調査	A S	11月29日公表済 (PDF100KB)

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	その他	当所サービスホールにおいて、協力企業社員が映像ホール内で発煙を確認したことから、消防署に通報した。確認の結果、発煙は映像ホールに隣接する機械室内にある空調機用の加湿器から発生したものであり、空調機の運転を停止したことにより停止した。なお、消防署員による現場確認において、「火災ではない」と判断された。今後、原因調査	A	11月28日公表済 (PDF56KB)

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	補機冷却海水系硫酸第一鉄注入ポンプ出口圧力計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
2	2号機	原子炉格納容器弁ステム漏えい処理系温度記録計点検において、記録計内部に異音の発生およびランプ表示不良が認められたため、当該部を交換	D	
3	3号機	補給水封水系配管ベント弁（タービン駆動原子炉給水ポンプ再循環弁廻り）ハンドル取付ナットに外れが認められたため、当該ナットを取付	D	
4	3号機	タービン建屋大物搬入口における搬出作業において、協力企業作業員（1名）が放射線管理区域境界を越えて非管理区域へ出たため、対応検討	B	
5	5号機	外部電源（夜ノ森線）66kV同期検出回路継電器（B）点検において、管理値外れが認められたため、当該継電器を修理	D	
6	5号機	換気空調系冷却装置（C）の点検において、ファンシャフトとVプーリ（2組）の嵌合値に許容値外れが認められたため、当該ファンシャフトを交換	D	
7	5号機	高圧復水ポンプエリア換気空調系局所空調機（23）点検において、シャフトとカップリング（2組）の嵌合値に許容値外れが認められたため、当該部を交換	D	
8	5号機	タービン建屋換気空調系冷却コイルドレン弁等（計4台）に詰りが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
9	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置膨張タンク補給水前弁等（計2台）に銘板が取り付けられていないこと及び当該弁（1台）ハンドル取付ナットの外れが認められたため、当該銘板及びナットを取付	D	
10	5号機	試料採取系濃縮廃液弁（計6台）の開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全開・全閉両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
11	5号機	廃棄物処理系シャワードレンタンク（A）循環弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全開で両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
12	6号機	非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却系空気冷却器ルーバ風量調整ダンパ点検において、駆動用空気ホース接続部に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
13	6号機	所内用空気系圧縮機（A）インタークーラドレントラップ点検において、本体ガスケット着座面に傷が認められたため、当該部を修理	D	
14	6号機	低圧復水ポンプ（A・C）電動機油冷却用冷却水出口ドレン弁（2台）にシートパス（連続滴下）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	6号機	高圧炉心スプレイ系水張り作業において、当該ポンプ入口圧力計に指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	C	
16	6号機	タービン建屋換気空調系給気ファン（2A・2B）冷却コイルドレン弁等（計4台）に詰りが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	6号機	定期事業者検査のうち制御棒駆動機構機能検査において、制御棒（06-19）挿入時間に判定値外れが認められたため、対応検討	C	
18	6号機	主復水器真空ポンプ入口圧力計（A）検出元弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	6号機	タービン建屋換気空調系給気ファン（2A・2B）冷却コイルベント弁（1台）の銘板が取り付けられていないため、当該銘板を取付	D	
20	6号機	復水脱塩装置エリア換気空調系排気ファンVベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
21	その他	海生物焼却設備湿式洗浄装置苛性ソーダ供給ポンプ出口配管ドレン弁付近ににじみ（1滴/分程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	その他	海生物焼却設備灰移送コンベア（No. 1）に過電流警報の発生が認められたため、当該部を点検・修理	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで